

不利益処分基準（公表用）

様式第4号  
所管課 建築住宅課

法令名	宅地建物取引業法		法令の番号	昭和27年6月10日 法律第176号			
不利益処分の種類	宅地建物取引士資格登録者の聴聞をしない登録の消除		根拠条項	第68条の2第1項第1号、 第68条の2第2項第1号			
処 分 基 準	<p>都道府県知事は、その登録を受けている宅地建物取引士が次の各号の一に該当する場合においては、当該登録を消除しなければならない。 （宅地建物取引業法第68条の2第1項）</p> <p>〔各号の概要〕</p> <p>1 成年者と同一の行為能力を有しない未成年者 2 成年被後見人、被保佐人、破産者となったとき 3 刑事罰処罰者等</p>						
	<p>第18条第1項の登録を受けている者で宅地建物取引士証の交付を受けていないものが次の各号の一に該当する場合においては、当該登録をしている都道府県知事は、当該登録を消除しなければならない。（宅地建物取引業法第68条の2第2項）</p> <p>〔各号の概要〕</p> <p>1 成年者と同一の行為能力を有しない未成年者 2 成年被後見人、被保佐人、破産者となったとき 3 刑事罰処罰者等</p>						
対応 区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理 機関	建築住宅課	交付 機関	建築住宅課	目次 NO	4